

土壌改良資材中の放射性セシウム測定の扱いについて

1. 土壌改良資材の検査方法

(1) 検査対象資材及び検査方法

落ち葉、雑草、樹皮（バーク）、剪定枝、木材チップ・パウダー等（以下「有機質資材という。）を土壌改良資材として出荷・施用する場合（マルチ資材として土壌に施用する場合を含む。）は、別添の「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」の試料の採取方法、分析方法等を参考として検査を実施すること。

(2) 当面検査の必要性が低い資材

下記の表に掲げた資材については、原料や製造工程の性質等から、放射性セシウムの含有量が低いと考えられるため、適切な管理が行われている限り、当面、検査の必要はない。

区分	資材名
泥炭類	泥炭、ピートモス 等
腐植酸質資材	腐植酸質資材
鉱物質資材	けいそう土焼成粒、ゼオライト、 バーミキュライト、パーライト、 ベントナイト 等
合成高分子化合物資材	ポリエチレンイミン系資材 ポリビニルアルコール系資材 等

（注）なお、上記の土壌改良資材又は上記以外の土壌改良資材で暫定許容値を満たしたものと混合したVA菌根菌その他の微生物資材も同様の扱いとする。

(3) その他

- ・ 土壌改良資材としての木炭、木酢液、稲わら、もみがらの扱いについては、別途お知らせする。
- ・ その他の土壌改良資材の扱いについては、問い合わせ先まで相談すること。

2. 有機質土壌改良資材の扱い

他方、これまでに、放射性セシウム濃度の高い有機質資材が見つかったことから、17 都県※において有機質資材を土壌改良資材として新たに生産・出荷又は施用する場合は、「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材等の取扱いについて」（令和2年10月29日付け2生産第1349号農林水産省生産局農業環境対策課長通知）又は「地方公共団体及び事業者が生産・出荷する有機質土壌改良資材の取扱いについて」（令和2年10月29日付け2生産第1350号農林水産省生産局農業環境対策課長通知）に基づく手続を実施すること。（ただし、樹皮を除去した木材チップ・パウダーを出荷・施用する場合を除く。）

※ 空間放射線量率が平常時の範囲（小数点以下第2位を四捨五入して0.1 μ Sv/h以下となる範囲）を超えたことがある17都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県）